

これまでの政府の憲法解釈

自衛隊ができるのは日本が攻撃された場合
必要最小限の武力行使だけ

二つの歯止め

- ①武力行使をしてはならない
- ②戦闘地域に行ってはならない



だから
アフガン戦争や
イラク戦争への
自衛隊派兵でも
武力行使は禁止

集団的自衛権の行使が容認されると



二つの歯止めを残すとは言わない

戦闘地域への
派兵を認める

「海外で戦争する国」に大転換

短期間に無責任すぎる

古賀誠元自民党幹事長「戦争をしない国になるということが戦後政治の原点」「それを、こんな短期間の政党間の駆け引きで決着をつけるというのは、無責任すぎる」(雑誌『世界』7月号)

米国の戦争で集団的自衛権 日本の若者が血を流す

日本はイラク、アフガニスタンなどに自衛隊を派兵しましたが、「武力行使はしない」「戦闘地域には行かない」という2つの憲法上の歯止めのため、戦闘に巻き込まれずになりました。

自衛隊を戦闘地域へ

政府は、「戦闘地域」でも支援可能と言いました。戦地に派兵されれば、後方支援であっても「殺し、殺される」戦争の泥沼に引きずり込まれることになります。

2つの歯止めのないNATO諸国は、アフガン戦争で21カ国1031人もが犠牲になりました(右の表)。

黒を白と言いくるめる

憲法解釈変更の根拠として1972年の政府見解が持ち出されています。「見解」が「自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置」を認めているから、これに集団的自衛権が含まれるとしています。

しかし「見解」は逆に「集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」が結論。黒を白と言いくるめるものです。

アフガン戦争でのNATO諸国犠牲者

後方支援も攻撃対象	1000人以上が犠牲に
英國	453
カナダ	158
フランス	86
ドイツ	54
イタリア	48
デンマーク	43
ポーランド	38
スペイン	34
オランダ	25
ルーマニア	21
トルコ	14
ノルウェー	10
エストニア	9
ハンガリー	7
チェコ	5
ラトビア	3
スロバキア	3
ポルトガル	2
アルバニア	1
ベルギー	1
リトアニア	1
NATO	15
米国以外合計	1031

民間ウェブサイト「イラク連合軍犠牲者総数」による(5月30日現在)



密室での9条破壊 許されない



政府は、集団的自衛権についての与党協議に、閣議決定案を示しました(17日)。

協議と言っても、その具体的やりとりは国民に明らかにされない密室の議論。閣議決定案さえ回収してしまう始末です。

この場で「海外で戦争しない」戦後政治の出发点を根底から覆す合意をしてしまう。常軌を逸した乱暴なやり方です。

「限定」ではなく「無限定」

閣議決定案は、「他国に対する武力攻撃」でも武力行使ができ、「国の存立が脅かされる恐れ」などいくらでも拡大解釈できる規定で集団的自衛権の行使を可能にしています。しかも行使の判断は時の政権。まったく「無限定」です。